



第 **122** 回
定時株主総会 招集ご通知

証券コード 7231

トピー工業株式会社



株主の皆様におかれましては、
日頃よりトピー工業グループに対
し、ご理解とご支援を賜り、感謝
申し上げます。

さて、当社第122回定時株主
総会を6月23日（木曜日）に開
催いたしますので、ここに招集の
ご通知をお届けいたします。第
122期（平成27年4月1日から平
成28年3月31日まで）の概況及び
株主総会の議案についてご説明
申し上げますので、ご高覧くださ
いますようお願い申し上げます。

平成28年6月

代表取締役社長
藤井康雄

トピー工業グループの存続と
発展を通じて、
広く社会の公器としての
責務を果たし、
内外の信頼を得る。

当社グループは、顧客の満足を得られる品質とコストを追求した商品を提供することで、社会の発展に寄与し、また、適時・適切な情報開示、地域社会への貢献、地球環境問題への積極的な取り組み等を通じて、企業として社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を一層高めていくことを使命としております。

目次

第122回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	32
1. 企業集団の現況に関する事項	32
2. 会社の株式に関する事項	39
3. 新株予約権等の状況	40
4. 会社役員の状況	40
5. 会計監査人の状況	42
6. 業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況	43
7. 会社の支配に関する基本方針	47
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	49
計算書類	50
連結計算書類	
連結貸借対照表	50
連結損益計算書	51
連結株主資本等変動計算書	52
計算書類	
貸借対照表	53
損益計算書	54
株主資本等変動計算書	55
監査報告	56
連結計算書類に係る会計監査報告	56
計算書類に係る会計監査報告	57
監査役会の監査報告	58

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

証券コード 7231
平成28年6月1日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目2番2号

トピー工業株式会社

代表取締役社長 藤井 康雄

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面（議決権行使書）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年6月22日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社の指定するインターネット上の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) を通じて、平成28年6月22日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、インターネットにより議決権をご行使される際には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をお読みください。

敬 具

記

1. 日時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場所 東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー7階
当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1) 第122期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2) 第122期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 株式併合の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
第5号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - 1) 書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。
 - 2) 複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.topy.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

● 議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会へ出席する場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

株主総会開催日時

平成28年6月23日(木曜日)
午前10時



議決権行使書を郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

行使期限

平成28年6月22日(水曜日)
午後5時45分到着分まで



インターネットによる議決権行使の場合

当社の指定する議決権行使専用ウェブサイトへアクセスいただき行使ください。
※インターネットによる議決権行使については、4頁をご参照ください。

行使期限

平成28年6月22日(水曜日)
午後5時45分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議案番号	議案名	賛	否
第1号議案	議案第1号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第2号議案	議案第2号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第3号議案	議案第3号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第4号議案	議案第4号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第5号議案	議案第5号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 **第4号議案** **第5号議案**

▶ 賛成の場合……………「賛」の欄に○印

▶ 否認する場合……………「否」の欄に○印

第2号議案 **第3号議案**

▶ 全員賛成の場合………「賛」の欄に○印

▶ 全員否認する場合…「否」の欄に○印

▶ 一部の候補者を………「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス  <http://www.web54.net>

2 議決権行使のお取扱いについて

- 1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 2) 複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3 パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- 1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- 2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4 システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- 1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- 2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (1) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2以降の Microsoft® Internet Explorer
 - (2) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- 3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- 4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバー及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- 1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話 **0120-652-031**（受付時間 9:00～21:00）
- 2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
 - (2) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120-782-031（受付時間9:00～17:00 土日休日を除く）

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位を100株に統一するための取組みを進めています。当社がかかる趣旨を踏まえ、本第1号議案が承認可決されることを条件として、平成28年5月23日開催の取締役会の決議において、平成28年10月1日付で当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

(3) 発行可能株式総数

88,300,000株

(4) 定款の変更

本第1号議案が承認可決された場合、定款は株式併合の効力発生日をもって以下のとおり変更されます。

(下線一は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後 定 款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>883,000</u> 千株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>88,300,000</u> 株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名・委嘱職掌 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	 ふじ い やす お 藤 井 康 雄 (昭和26年10月14日生)	昭和52年4月 新日本製鐵株式會社入社 平成17年6月 同社取締役建材事業部堺製鐵所長 平成18年6月 同社執行役員建材事業部堺製鐵所長 平成19年4月 同社執行役員八幡製鐵所長 平成21年4月 同社常務執行役員君津製鐵所長 平成23年4月 同社執行役員 当社顧問 平成23年6月 代表取締役社長（現任）	68,000株
[取締役候補者とした理由] 人格・識見・実行力ともに優れ、主に鉄鋼事業の分野に精通し、平成23年から代表取締役社長として当社グループの経営全般を統括する等、豊富な知識と経験を有しております。 上記の知識・経験に基づき、平成28年度よりスタートする新中期経営計画の全体統括者として経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。			
2	 ひがし あきら 東 彰 (昭和25年7月8日生)	昭和50年4月 当社入社 平成12年4月 執行役員経営企画部長 平成15年6月 取締役経営企画・関連会社に関する事項担当、経営企画部長 平成18年4月 常務取締役経営企画・関連会社に関する事項担当、経営企画部長 平成22年4月 専務取締役経営企画、関係会社、財務に関する事項、海外企画部管掌 平成23年4月 取締役副社長経営企画、関係会社、財務、人事、労政に関する事項管掌 平成27年4月 取締役副社長経営企画部、社員部、財務部管掌（現任） (重要な兼職の状況) トピー履帯（中国）有限公司監事	71,000株
[取締役候補者とした理由] 人格・識見・実行力ともに優れ、主に経営企画部門に携わり、現在、経営企画部、社員部、財務部管掌として当社グループ全体の経営計画や事業戦略を統括する等、豊富な知識と経験を有しております。 上記の知識・経験に基づき、当社全体を見渡す観点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名・委嘱職掌 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	 いし い やす と 石 井 泰 人 (昭和27年12月5日生)	昭和51年4月 当社入社 平成20年4月 執行役員経営企画部特命担当部長 平成22年4月 執行役員効率改善部長 平成24年7月 執行役員業務改革推進部長 平成25年4月 常務執行役員技術、安全、品質、環境、技術研究、新事業開発、業務改革に関する事項担当、技術統括部長兼業務改革推進部長 平成25年6月 常務取締役技術、安全、品質、環境、技術研究、新事業開発、業務改革に関する事項担当、技術統括部長兼業務改革推進部長 平成27年4月 専務取締役技術統括部、業務改革推進部、安全管掌 平成28年4月 取締役副社長技術統括部、業務改革推進部、安全管掌(現任) (重要な兼職の状況) 福建トピー自動車零件有限公司監事、トピー パリンダ マニファクチャリング インドネシア Komisararis	54,000株
[取締役候補者とした理由] 人格・識見・実行力ともに優れ、主に技術部門に携わり、現在、技術統括部、業務改革推進部、安全管掌として当社グループ全体の技術や研究、開発を統括する等、豊富な知識と経験を有しております。上記の知識・経験に基づき、当社全体を見渡す観点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。			
4	 こ じま ただし 小 島 正 (昭和28年8月2日生)	昭和51年4月 当社入社 平成23年4月 執行役員内部監査部長 平成26年4月 常務執行役員内部監査部長 平成27年4月 常務執行役員総務部管掌 平成27年6月 常務取締役総務部管掌 平成28年4月 専務取締役総務部管掌(現任) (重要な兼職の状況) トピーアメリカ, INC. Director、トピー・エムダブリュ・マニユファクチャリング・メキシコ S.A. DE C.V. Director	46,000株
[取締役候補者とした理由] 人格・識見・実行力ともに優れ、主に管理部門に携わり、現在総務部管掌として当社グループ全体の管理運営やリスクマネジメントを統括する等、豊富な知識と経験を有しております。上記の知識・経験に基づき、当社全体を見渡す観点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名・委嘱職掌 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	 結城康郎 (昭和23年9月7日生) [社外] [独立]	昭和48年4月 東京弁護士会弁護士登録(現在に至る) 平成6年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 司法研修所刑事弁護教官 平成12年1月 司法試験考査委員 平成15年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成16年4月 専修大学法科大学院客員教授 明治大学法学部非常勤講師 平成24年10月 信州大学法科大学院外部評価委員会委員長 平成27年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士、日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役、 コンフェックス株式会社社外監査役、公益財団法人日本骨髄 バンク監事	0株
[社外取締役候補者とした理由] 人格・識見・実行力ともに優れ、弁護士として長年培った法律に関する豊富な知識と経験を有しております。 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与された経験はありませんが、上記の知識・ 経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化 が期待されるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願い するものであります。			
[新任] 6	 井上毅 (昭和27年4月4日生) [社外] [独立]	昭和51年4月 日本開発銀行入行 平成18年6月 日本政策投資銀行監事 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行常勤監査役 平成22年6月 日本原燃株式会社常務取締役 平成25年6月 同社取締役常務執行役員 平成26年6月 株式会社価値総合研究所代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本経済研究所代表取締役社長、株式会社価値総合 研究所代表取締役社長、三菱製紙株式会社社外監査役、富士 石油株式会社社外監査役	0株
[社外取締役候補者とした理由] 人格・識見・実行力ともに優れ、経営者として培った豊富な知識と経験を有しております。 上記の知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、取締役会の意思決定機能及び 監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 結城康郎氏及び井上毅氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、結城康郎氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。また、井上毅氏を独立役員として届け出る予定であります。
 3. 結城康郎氏の社外取締役取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
 4. 当社は結城康郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としており、結城康郎氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、井上毅氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役三津間 健及び黒崎民雄の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における役職名 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p>新任</p> <p>1</p>	 <p>川端雅一 (昭和28年7月4日生)</p> <p>社外 独立</p>	<p>昭和52年4月 株式会社富士銀行入行 平成17年4月 株式会社みずほ銀行執行役員新宿支店長 平成18年4月 同行常務執行役員 平成21年5月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役副社長 平成24年1月 みずほキャピタル株式会社代表取締役社長 (重要な兼職の状況) 株式会社小森コーポレーション社外監査役、芙蓉オートリース株式会社社外取締役</p>	0株
<p>〔社外監査役候補者とした理由〕 人格・識見・実行力ともに優れ、主に金融機関において培った豊富な知識と経験を有しております。 上記の知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。</p>			
<p>新任</p> <p>2</p>	 <p>醬油和男 (昭和31年1月8日生)</p> <p>社外 独立</p>	<p>昭和53年4月 安田生命保険相互会社入社 平成17年4月 明治安田生命保険相互会社職域開拓推進部長 平成20年4月 同社医務部長 平成24年4月 明治安田システム・テクノロジー株式会社 監査役 (重要な兼職の状況) 公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団専務理事</p>	0株
<p>〔社外監査役候補者とした理由〕 人格・識見・実行力ともに優れ、主に金融機関において培った豊富な知識と経験を有しております。 上記の知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 川端雅一氏及び醬油和男氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定であります。
 3. 各候補者が選任された場合、当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、取締役（社外取締役を除きます。以下、同じです。）に対する報酬として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、株主の皆様との利益意識の共有ならびに当社の中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成27年6月25日開催の第121回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（月額40百万円以内、うち社外取締役分2百万円以内。ただし、使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成29年3月末で終了する事業年度から平成31年3月末で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、平成28年5月23日付「当社取締役に對する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金100百万円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します（注）。

なお、本信託における取得株式数の上限は、750,000株といたします。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

また、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金100百万円を上限とする金員を本信託に追加拠出します（ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式または金銭がある場合には、追加拠出の上限額は、金100百万円から、かかる残存株式相当額及び残存金額を控除した額とします。）。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記(3)①のポイント付与及び下記(4)の当社株式の交付を継続します。

ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法

① 取締役に對するポイントの付与方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、各事業年度終了後にポイント数を算定し、付与します。

ポイント数は、中期経営計画期間中の役位及び中期経営計画の年次業績達成度を乗じて算定されるポイントにより構成されます。

業績達成度の評価は、報酬諮問委員会の審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に10（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。なお、第1号議案「株式併合の件」が原案通り承認可決されますと、平成28年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1ポイントは当社株式1株となる予定です。

(4) 取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

第5号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件

当社は、平成25年5月21日開催の当社取締役会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「原対応方針」といいます。）を決定し、平成25年6月26日開催の当社第119回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいて原対応方針を導入しております。原対応方針の導入後、当社は、引き続き、金融商品取引法及び関連政省令の施行等の動向に注視しつつ、また、社会・経済情勢の変化や昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させるための取り組みとして、原対応方針の継続の是非を含め、原対応方針の在り方について検討を進めてまいりました。

（注）1. 「特定株主グループ」とは、

(i) ①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の保有者（同項に規定する保有者をいい、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）及び②その共同保有者（同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項本文の規定に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）、ならびに、

(ii) ①当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）を行う者及び②その特別関係者（同条第7項に規定する特別関係者をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）

をいいます。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

2. 「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、

(i) 特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下別段の定めがない限り同じです。）、または、

(ii) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同条第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の合計

をいいます。なお、株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）及び総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

かかる検討の結果として、当社は、平成28年5月23日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号柱書に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針の一部を変更した上で、以下の大規模買付行為に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。本議案は、本対応方針について、本総会にご出席の株主の皆様のご承認をお願いするものです。

本対応方針の有効期間は、平成31年6月に開催予定の当社第125回定時株主総会の終結時までといたします。

また、本対応方針は、平成28年5月23日開催の当社取締役会において出席取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の導入は相当である旨の意見を述べました。

なお、平成28年3月31日現在の当社の大株主上位10名は、39頁に記載のとおりです。当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、当社の株券等の大規模買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。

なお、本対応方針は、取締役会評価期間の延長が一度に限られる旨を明確化したほか、原対応方針から実質的内容に変更はありません。

記

1. 本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保しまたは向上させることを目的として、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社の事業は、鉄鋼製品、自動車用ホイール・建設機械足回り部品等複数の事業分野にわたっており、また、当社グループの事業分野は、素材、モータリゼーション、国土開発・都市建設、電力、流通、スポーツ・レジャー、リサイクル、運輸、サービスという幅広い範囲に及んでおります。また、当社は、企業価値の源泉を踏まえた企業価値向上への取り組み等の基本方針の実現に資する様々な取り組みを現に実施しております。なお、当該基本方針の内容の概要及びその実現に資する特別な取り組みの概要については、47頁から49頁をご参照ください。

したがって、当社が大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社及び当社グループの事業の状況及び当社が現に実施している様々な取り組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに、具体的な大規模買付行為の提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び上記の様々な取り組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、ならびに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価及び検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社の株券等の売却を事実上強要するものであったり、または、株主の皆様が当該大規模買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な情報や時間を確保することができないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

また、当社と業務提携関係にある新日鐵住金株式会社は、当社の発行済株式の20.01%（平成28年3月31日現在）を保有する筆頭株主ですが、他に発行済株式の10%以上を保有している大株主は存在せず、当社の株主構成としては、金融機関、個人等に広く分散している状況です。よって、今後当社の株券等に対して当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為がなされる可能性は十分にあり、大規模買付行為がなされた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な情報や時間を確保する必要性があると考えております。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、株主の皆様が当該大規模買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な情報や時間を確保するために、大規模買付行為時における大規模買付者からの情報提供、検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、本対応方針を導入することを決定いたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付者に従っていただく大規模買付ルールの内容は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役に対して、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の誓約その他一定の事項を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名または名称及び住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数及び大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、ならびに、大規模買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注3)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を含みます。))を添付していただきます。

また、当社代表取締役が、大規模買付者から大規模買付意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じてその内容を開示します。

(2) 大規模買付者からの大規模買付情報の提供

上記(1)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社代表取締役に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断、ならびに、当社取締役会の評価及び検討のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。))を日本語で提供していただきます。

(注) 3. 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注4）（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記(1)(i)⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、当社代表取締役に対して、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を書面その他当社が適当と認める方法で提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断、ならびに、当社取締役会の評価及び検討のために不備があるまたは不十分であると当社取締役会が、必要に応じて当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細（沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに、直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（大規模買付行為の適法性（法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。）に関する意見を含みます。）
- ③ 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、ならびに、当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）

(注) 4. 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に規定する日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

- ④ 買付対価に係る資金の裏付け、ならびに、当該資金の調達先の名称及び概要（預金の場合には、預金の種類別の残高、借入金の場合には、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合には、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する担保の設定その他の第三者との間の合意の状況（その合意の種類、合意の相手方、合意の対象となっている株券等の数量等の合意の具体的内容）
- ⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保の設定その他の第三者との間の合意の予定（その合意の種類、合意の相手方、合意の対象となっている株券等の数量等の合意の具体的内容）
- ⑦ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに、支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑧ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権の行使方針、ならびに、それらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、ならびに、いかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその理由
- ⑫ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無、ならびに、当該意思連絡が存在する場合にはその目的及び具体的内容、ならびに、当該第三者の概要
- ⑬ 当社の顧客、取引先、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者と当社及び当社グループとの関係について大規模買付行為の完了後に予定する変更の有無及びその具体的内容
- ⑭ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑮ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を株主の皆様に関示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を、速やかに、大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、関示いたします。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易等に応じて、情報提供完了通知を行った後、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする大規模買付行為の場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、特別委員会（下記4.（1）をご参照ください。）に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、延長するか否かについて諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間を延長することを決定した場合には、当該延長の期間及び理由を、速やかに、大規模買付者に通知するとともに、関示いたします。

(4) 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会（下記3.（1）(i)②において定義されます。）を招集する場合の取り扱いについては、下記3.（1）(iii)をご参照ください。

3. 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(1) 対抗措置の発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な買収方法の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記4. (2)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置を発動するか否かについて諮問し、その判断に際して特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、当社取締役会は、(a)特別委員会が対抗措置を発動するか否かにつき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集することを勧告した場合、または、(b)対抗措置を発動するか否かにつき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、（上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。具体的には、別紙1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると客観的合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に該当するものと考えます。

かかる場合、下記4.(2)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置を発動するか否かについて諮問し、その判断に際して特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、当社取締役会は、(a)特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、または、(b)当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合であって、対抗措置を発動するか否かにつき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(iii) 株主意思確認総会を招集する場合の取り扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置を発動するか否かについて当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後遅滞なく株主意思確認総会を開催し、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の承認に関する議案を上程するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

なお、株主意思確認総会が招集されない場合には、上記2.(4)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(2) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。対抗措置の選択につきましては、具体的な大規模買付行為の内容に応じて、大規模買付者以外の株主の皆様のご経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭に、その効果及びコスト等を総合的に勘案して、当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な手段を決定いたします。

本新株予約権の概要は別紙2に記載のとおりいたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、新株予約権の発行登録を行うことを検討しております。

4. 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(1) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か（ただし、株主意思確認総会を招集する場合は、この限りではありません。）及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置します（当社の特別委員会規程の概要は、別紙3をご参照ください。）。特別委員会の委員は、定員を3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会決議により選任されるものとしております。

本対応方針導入時の特別委員会の委員には、結城 康郎氏、井上 毅氏及び山田 昭氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙4「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりです。当社は、結城 康郎氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ており、また、井上 毅氏を当社の独立役員として届け出る予定です。

また、特別委員会は、諮問を受けた事項の検討に当たっては、必要に応じて外部専門家の助言を得ることができるものとします。

(2) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（ただし、株主意思確認総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置を発動するか否かについて諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置を発動するか否かについて勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による当該勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容、ならびに、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

(3) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か及び発動した対抗措置を維持するか否か以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委

員会は、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(4) 株主の皆様のご意思の確認

(i) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、平成28年5月23日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがって、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られない場合には、本対応方針は導入されないものとし、また、原対応方針についても本総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(ii) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記3.(1)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(5) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が、本対応方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持するか否かについて、上記①または②に定める場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置を維持するか否かについて検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を踏まえた結果、上記①または②に定める場合に該当すると判断する場合には、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示するものとします。

(6) 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、平成31年6月に開催予定の当社第125回定時株主総会の終結時までといたします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができるものとします。

また、有効期間の満了前であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の向上を目的として随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会において本対応方針について廃止または変更の決定を行った場合は、その内容を速やかに開示します。

なお、当社は、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において、特別委員会の承認を得た上で、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の改正もしくは解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で本対応方針を修正し、または変更する場合があります。

5. 本対応方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所等の金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。なお、当社は、買収防衛策に関するコーポレートガバナンス・コードの原則（原則1-5、補充原則1-5①）をいずれも実施することとしております。

(2) 当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1. に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、株主の皆様が大規模買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な情報や時間を確保するために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議による導入、株主意思確認総会による発動及びサンセット条項（注5））

当社は、上記4. (4)(i)に記載のとおり、平成28年5月23日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において出席株主の皆様様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。

また、上記4. (4)(ii)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否か

(注) 5. 買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

のご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

さらに、上記4.(6)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成31年6月に開催予定の当社第125回定時株主総会の終結時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

(4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記3.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 特別委員会の設置

上記4.(1)に記載のとおり、当社は、本対応方針において、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

上記4.(6)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成31年6月に開催予定の当社第125回定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(注6)ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であるため、本対応方針は、取締役の交替を一度に行うことができずに対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

6. 株主・投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が、大規模買付行為に対する具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき適時かつ適切に開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者については、結果的に法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

対抗措置として考えられるもののうち、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本

(注) 6. 取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止することができない買収防衛策をいいます。

新株予約権の行使に際して、新株の取得のために所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき適時かつ適切に開示を行います。

なお、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを中止する場合、または対抗措置を撤回するため割り当てられた本新株予約権を当社が無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. その他

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または金融商品取引所規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の買収防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいります。

以 上

(別紙1)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと明白に認められる類型

1. 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含みます。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が著しく毀損される等し、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. ないし9. に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

(別紙2)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の付与の対象となる株主及びその発行条件
本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社の株式（ただし、当社の有する当社の株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てを行います。
 2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
 3. 本新株予約権の割当総数
本新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行可能株式総数に2分の1を乗じた数を上限として、当社取締役会が定める数とします。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり本新株予約権の無償割当てを行うことがあります。
 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
本新株予約権の行使に際して払い込むべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。
 5. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
 6. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
 7. 本新株予約権の行使条件
①特定大量保有者（注1）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注2）
-
- (注) 1. 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
2. 公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。）によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①ないし④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注3）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(注) 3. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

(別紙3)

特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会決議に基づき設置されます。
2. 特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。
3. 特別委員会は、当社取締役会の諮問に応じて、勧告内容を決議し、その理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとします。
4. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて外部専門家の助言を得ることができるものとします。かかる助言の取得に際して要した費用は、当社が負担するものとします。
5. 特別委員会の勧告は、議決権を有する委員の2分の1以上が出席し、出席した議決権を有する委員の過半数をもって決議しますが、賛否同数の場合は議長の判断に従うものとします。なお、特別委員会の決議について特別の利害関係を有する委員は、当該決議について議決権を有しないものとします。

以 上

(別紙4)

特別委員会委員の略歴

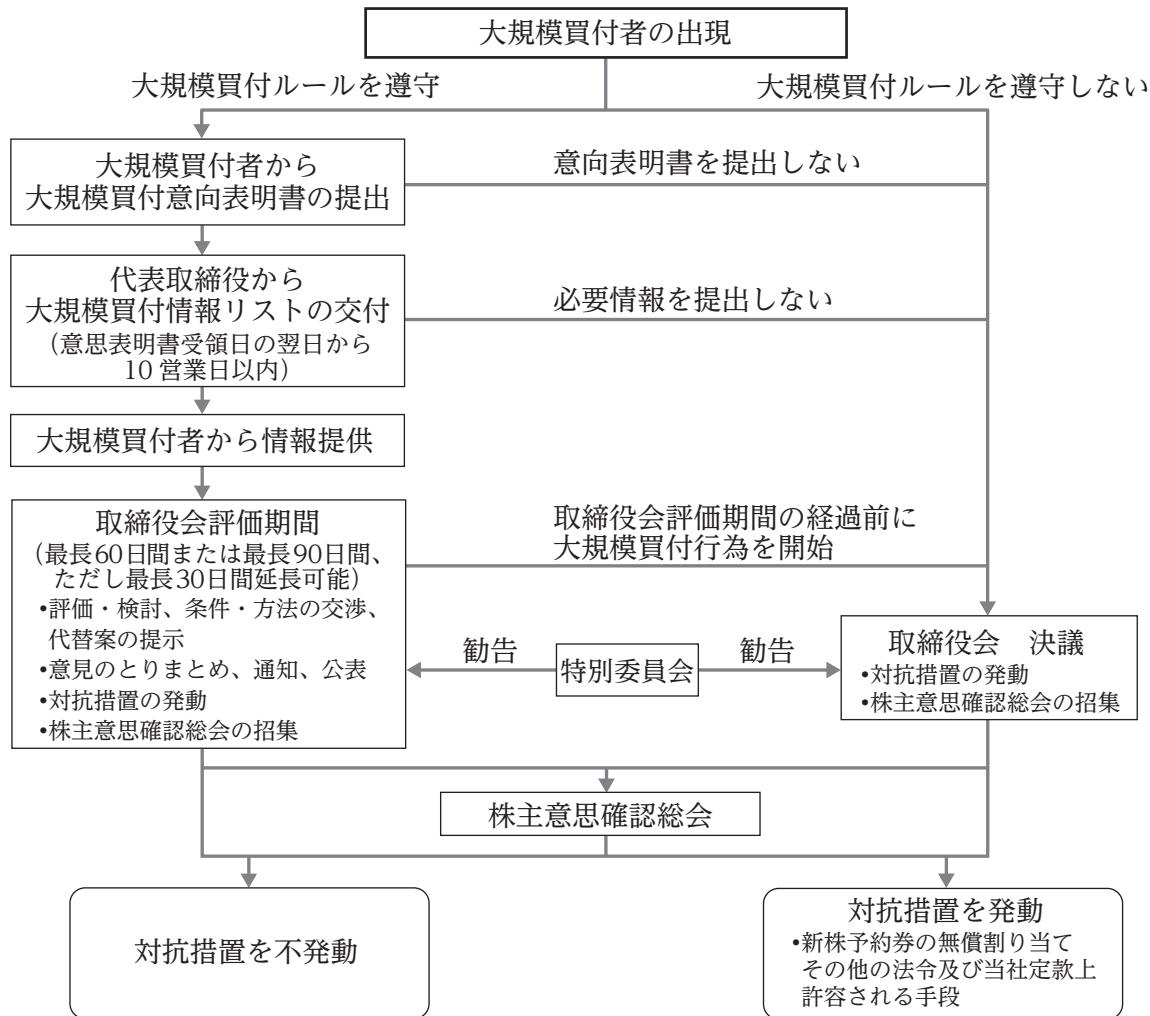
1. 結城康郎 (ゆうき やすお)
 - 昭和48年4月 東京弁護士会弁護士登録(現在に至る)
 - 平成6年4月 東京弁護士会副会長
 - 平成8年4月 司法研修所刑事弁護教官
 - 平成12年1月 司法試験考査委員
 - 平成15年4月 日本弁護士連合会常務理事
 - 平成16年4月 専修大学法科大学院客員教授
 - 明治大学法学部非常勤講師
 - 平成20年6月 日本軽金属株式会社社外監査役
 - 平成24年4月 公益財団法人日本骨髄バンク監事(現任)
 - 平成24年10月 信州大学法科大学院外部評価委員会委員長
 - 日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役(現任)
 - 平成25年6月 コンフェックス株式会社社外監査役(現任)
 - 平成27年6月 当社取締役(現任)
2. 井上毅 (いのうえ つよし)
 - 昭和51年4月 日本開発銀行入行
 - 平成18年6月 日本政策投資銀行監事
 - 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行常勤監査役
 - 平成22年6月 日本原燃株式会社常務取締役
 - 平成25年6月 同社取締役常務執行役員
 - 平成26年6月 株式会社価値総合研究所代表取締役社長(現任)
 - 三菱製紙株式会社社外監査役(現任)
 - 平成27年6月 富士石油株式会社社外監査役(現任)
3. 山田昭 (やまだ あきら)
 - 昭和61年4月 東京弁護士会登録、三宅・畠澤・山崎法律事務所入所
 - 平成2年6月 コーネル大学 ロースクール修士課程修了
 - 平成2年9月 ウィンスロップ・ステイムソン・パットナム・ロバーツ法律事務所入所
 - 平成3年6月 ニューヨーク州弁護士登録(現在に至る)
 - 平成4年1月 三宅・山崎法律事務所パートナー(現任)
 - 平成4年3月 第二東京弁護士会登録(現在に至る)
 - 平成27年6月 デンヨー株式会社社外監査役(現任)

以上

- (注) 1. 結城康郎氏は、現在、当社社外取締役にあり、また、本定時株主総会において選任されることを条件に、当社社外取締役に再任する予定です。当社は、結城康郎氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。
2. 結城康郎氏及び山田昭氏は、原対応方針における特別委員会の委員です。
3. 井上毅氏は、本定時株主総会において選任されることを条件に、当社社外取締役に就任する予定です。当社は、井上毅氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出る予定です。

(ご参考)

本対応方針のフローチャート（概略）



(注) 1. 大規模買付ルールを遵守している場合であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうと明白に認められる場合には対抗措置を発動することがあります。
 2. 本フローチャートは、本対応方針の代表的な流れを図式化したもので、全ての手続きを示しておりません。詳細については、本対応方針の本文をご確認ください。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国は回復が続き、欧州も持ち直したものの、中国の景気減速及び新興国の足踏み状態が続き、全体としては緩やかな回復となりました。わが国経済は、企業収益の改善を背景とした設備投資の持ち直し等により、緩やかな回復基調で推移したものの、個人消費や鉱工業生産等に弱い動きが続き、回復の踊り場感が見られました。

このような状況下、当社グループは、グローバルでの“成長”と高収益体質への“変革”を基本方針とした中期連結経営計画「Growth & Change 2015」を推進してまいりました。その一環として、トピー・エムダブリュ・マニュファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V. (メキシコ グアナファト州)において乗用車用ホイールの生産を開始いたしました。発電事業では事業の見直しを実施し、特定規模電気事業者への電力供給を新たに開始しました。また、鋼材の適正な販売価格の維持を図るとともに、需要に応じた生産体制の構築や生産性の向上、省エネ等のコスト改善、さらに、中国建機部品事業及び鉱山用ホイール事業の再建に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は2,158億7千2百万円(前期比9.2%減)となりましたが、営業利益は100億円(前期比55.7%増)、経常利益は88億6百万円(前期比45.8%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、中国の生産拠点の集約等に伴う特別損失を計上したことにより、17億円(前期比27.9%減)となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

2) セグメント別の状況 セグメント別売上高

セグメントの名称	平成26年度 (前連結会計年度) (第121期)		平成27年度 (当連結会計年度) (第122期)		前連結会計年度比	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	比率 %
鉄鋼事業	72,247	30.4	63,767	29.6	△8,479	△11.7
自動車・産業機械部品事業	151,025	63.5	134,099	62.1	△16,926	△11.2
発電事業	6,647	2.8	10,626	4.9	3,979	59.9
その他	7,757	3.3	7,378	3.4	△378	△4.9
合計	237,677	100.0	215,872	100.0	△21,805	△9.2

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<鉄鋼事業>

鉄鋼業界は、建設向け及び製造業向けの需要が減少したため、粗鋼生産は前期を下回りました。電炉業界においても、鋼材需要が低調に推移するとともに、鋼材市況が下落する等、厳しい環境が続きました。

このような状況下、当社グループは、販売価格が下落したことにより、売上高は637億6千7百万円（前期比11.7%減）となりました。一方で、自動車・産業機械部品事業に供給する鋼材の需要低迷の影響を受けたものの、輸出の拡大等による数量の確保や適正な販売価格の維持を図るとともに、新製鋼工場の効果発現や徹底的なコストの削減に努めた結果、営業利益は48億1千5百万円（前期比42.4%増）を計上することができました。

<自動車・産業機械部品事業>

自動車業界は、軽自動車税の引き上げに伴う販売低迷に加えて、トラックの輸出減少等により、国内生産台数は前期を下回りました。一方、米国では自動車需要は好調に推移いたしました。また、建設機械業界は、中国や東南アジア市場が一段と縮小するとともに、鉱山機械需要も引き続き低調に推移いたしました。

このような状況下、当社グループはあらゆる改善諸施策に継続して取り組んでまいりました。しかしながら、中国をはじめとする新興国の建設機械需要の低迷により、建設機械用足回り部品の販売数量が大幅に減少するとともに、軽自動車向けを中心とした乗用車用ホイールの販売数量が減少した影響等を受け、売上高は1,340億9千9百万円（前期比11.2%減）、営業利益は53億2千万円（前期比23.1%減）となりました。

<発電事業>

電力供給先を特定規模電気事業者に変更し、事業計画に沿って安定した電力供給を続けてまいりました。売上高は106億2千6百万円（前期比59.9%増）、営業利益は24億7千5百万円（前期 営業損失9億4百万円）となりました。

<その他>

化粧品等に使われる合成マイカの製造販売、クローラーロボットの製作販売、屋内外サインシステム事業、土木・建築事業、「トピレックプラザ」（東京都江東区南砂）等の不動産賃貸及びスポーツクラブ「OSSO」の運営等を行っております。売上高は73億7千8百万円、営業利益は14億7千4百万円となりました。

3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は、88億1千5百万円であります。その主なものは鉄鋼事業及び自動車・産業機械部品事業における生産性向上のための設備投資です。

4) 資金調達の状況

平成26年12月にシンジケートローンによる長期借入（92億円）を実行いたしました。シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、複数の金融機関の協調融資によるものです。当連結会計年度末における借入実行残高は92億円です。

5) 対処すべき課題

当社グループは、素材から製品までの一貫生産の方針により、多業種にわたる事業ポートフォリオを擁していますが、その各事業が属する業界においては、中長期的に国内需要の減少が避けられないとともに、グローバルレベルでの企業間競争はますます激化するものと考えられます。

当社グループでは、平成24年度から中期連結経営計画「Growth & Change 2015」を推進してまいりました。しかしながら、実行中に建設機械及び鉱山機械需要が大きく落ち込んだため、当社も深刻な影響を受け、収益目標の達成には至りませんでした。このような状況下、自動車・産業機械部品事業のグローバル供給体制の確立や鉄鋼事業の新製鋼工場の建設・稼働等、次の成長への基盤づくりは着実に実行してまいりました。さらに、経営環境の変動に伴う事業再建策の実行をいたしました。

これまで当社グループは幾多の構造改革に取り組み、さらにあるべき姿に向かって中期連結経営計画を推進してまいりました。現在、激動する経営環境を踏まえた上で、新中期経営計画を策定中です。当社グループ一丸となって、価値ある企業で在り続けるよう取り組み、さらなる競争力強化と企業価値向上を図ってまいります。

各セグメントにおける対処すべき課題は以下のとおりです。

<鉄鋼事業>

国内トップレベルのコスト競争力を備え、独自性のある異形形鋼を武器に業界のリーディングカンパニーを目指します。新製鋼工場の効果最大化による製造コスト削減を中心として、原料調達から製品納入までのコスト低減をグループ一体となって推進いたします。加えて、異形形鋼をはじめとした高付加価値製品の拡販を進め、収益力の向上を図ってまいります。

<自動車・産業機械部品事業>

「世界トップクラスの総合ホイールメーカー」としてのプレゼンスをさらに高めるとともに、「建設機械の総合足回り部品メーカー」としての地位確立に邁進してまいります。さらに、厳しい事業環境下においても、利益を確保できる体質とすべく、一層のコスト削減に努めてまいります。また、海外における生産拠点の拡充や海外提携先との連携強化により、グローバルでの最適生産体制の構築に引き続き取り組んでまいります。

<発電事業>

周辺環境との調和を最大限配慮した発電設備による、安定した稼働体制の維持及び電気の安定供給に引き続き注力してまいります。

<その他>

合成マイカ、クローラーロボット、各種サービス等多岐にわたる事業展開の中で、顧客ニーズを捉えた商品開発による拡販に取り組んでまいります。

6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 (第119期)	平成25年度 (第120期)	平成26年度 (第121期)	平成27年度 (当連結会計年度) (第122期)
売上高(百万円)	226,912	234,682	237,677	215,872
経常利益(百万円)	6,234	4,485	6,037	8,806
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,409	1,914	2,360	1,700
1株当たり当期純利益(円)	14.38	8.08	9.96	7.18
総資産額(百万円)	208,781	232,714	252,456	231,583
純資産額(百万円)	91,258	96,219	107,941	99,973

- (注) 1. 平成24年度(第119期)は、円高の修正や株価の上昇をはじめとする持ち直しの兆しが見られたものの、長引く海外経済の停滞によりわが国経済は総じて低調に推移しました。コスト改善に引き続き取り組みましたが、鋼材販売価格の下落や建設機械用足回り部品等の需要減少が影響し、売上高・利益は減少いたしました。
2. 平成25年度(第120期)は、政府の経済対策による円高の修正等に支えられわが国経済は緩やかな回復が見られたものの、中国及び新興国の成長鈍化等により、世界経済は弱い回復が続きました。売上高は増加いたしました。鉱山向け超大型ホイールの販売数量の減少及び建設機械用足回り部品の競争激化の影響が大きく、利益は減少いたしました。
3. 平成26年度(第121期)は、消費税率引き上げの影響により個人消費等には弱い動きが見られたものの、政府の経済対策等に支えられ、わが国経済は緩やかな回復が見られました。鋼材の適正な販売価格の形成を図るとともに、需要に応じた生産体制の構築等に取り組み、利益を増加させることができました。
4. 平成27年度(当連結会計年度)の状況は、前記「1. 企業集団の現況に関する事項」の1)、2)に記載したとおりであります。
5. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
6. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より保有する自己株式数(期中平均)を控除した株式数に基づき算出しております。
7. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

7) 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社の状況
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
トピー実業株式会社	百万円 480	% 100.0	鉄鋼原料、鋼材、自動車・建設機械部品の販売
トピー海運株式会社	百万円 225	% 100.0	海運、陸運、倉庫業
九州ホイール工業株式会社	百万円 100	% 100.0	自動車用ホイールの製造
株式会社三和部品	百万円 200	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーアメリカ,INC.	百万米ドル 63	% 100.0	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール及び建設機械部品の製造、販売
福建トピー汽車零件有限公司	百万人民元 194	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売
トピー履帯(中国)有限公司	百万人民元 491	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア	億ルピア 3,300	% 70.0	トラック・バス用ホイールの製造、販売

8) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

セグメントの名称	主要製品・事業内容
鉄鋼事業	一般形鋼、異形形鋼、H形鋼、異形棒鋼
自動車・産業機械部品事業	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール、プレス製品、建設機械用部品、工業用ファスナー
発電事業	電力卸販売
その他	合成マイカ、クローラーロボット、屋内外サインシステム、土木・建築事業、不動産賃貸、スポーツ施設の運営等

9) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

- (1) 本店 東京都品川区大崎一丁目2番2号
- (2) 支店 名古屋市中区 大阪支店 大阪市中央区
- (3) 生産拠点 豊橋製造所 愛知県豊橋市 豊川製造所 愛知県豊川市
綾瀬製造所 神奈川県綾瀬市 神奈川製造所 神奈川県茅ヶ崎市
- (4) 研究開発拠点 技術センター 愛知県豊橋市
- (5) 重要な子会社
トピー 実業株式会社 東愛知県品川区市
トピー 海運株式会社 愛知県岡崎市 品川郡荻田町
九州ハイール工業株式会社 品川郡荻田町
トピー アメリカ, INC. 品川郡荻田町
福建トピー自動車零件有限公司 品川郡荻田町
トピー履帯(中国)有限公司 品川郡荻田町
トピーパリンダ マニファクチャリングインドネシア 品川郡荻田町

10) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
鉄鋼事業	880 (112)名	△13 (11)名
自動車・産業機械部品事業	3,146 (435)名	△175 (10)名
発電事業	32 (0)名	1 (0)名
その他	143 (48)名	△3 (3)名
全社(共通)	207 (2)名	2 (0)名
合計	4,408 (597)名	△188 (24)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員は含めておりません。
2. 臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,819名	△36名	40.5才	18.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員(計248名)は含めておりません。

11) 当社の主な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 百万円
シンジケートローン	9,200
株式会社りそな銀行	2,717
株式会社みずほ銀行	2,365
明治安田生命保険相互会社	1,965
株式会社横浜銀行	1,722
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,667

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、複数の金融機関の協調融資によるものです。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- 1) 発行可能株式総数 883,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 240,775,103株
- 3) 株主の総数 13,453名
- 4) 大株主及びその持株数 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
新日鐵住金株式会社	48,182	20.34
トピーファンド	10,016	4.23
明治安田生命保険相互会社	9,751	4.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,130	3.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,116	3.43
株式会社みずほ銀行	7,878	3.33
株式会社りそな銀行	5,909	2.49
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,746	2.43
トピー工業社員持株会	5,613	2.37
CBNY DFA INTL SMALL CAPVALUE PORTFOLIO	5,321	2.25

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式 (3,925,344株) を控除して計算しております。

3. トピーファンドは当社及び関係会社取引先持株会の名称です。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

役 職 名	氏 名	委嘱職掌及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 井 康 雄	
取締役副社長	東 彰	経営企画部、社員部、財務部管掌 青島トピー機械有限公司監事、トピー履帯（中国）有限公司監事
専務取締役	石 井 泰 人	技術統括部、業務改革推進部、安全管掌 福建トピー自動車零件有限公司監事、トピー パリンダ マニファクチャリング インドネシア Komisarlis、天津トピー機械有限公司監事
常務取締役	小 島 正	総務部管掌 トピーアメリカ, INC. Director、トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコ S.A. DE C.V. Director
取締役	結 城 康 郎	弁護士、日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役、コンフェックス株式会社社外監査役、公益財団法人日本骨髄バンク監事
常勤監査役	三津間 健	株式会社小森コーポレーション社外監査役
常勤監査役	黒 崎 民 雄	みずほ信託銀行株式会社社外監査役
常勤監査役	山 本 勝	
常勤監査役	小 川 幸 弘	

- (注) 1. 取締役結城康郎氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役三津間 健氏及び黒崎民雄氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役三津間 健氏及び黒崎民雄氏は、金融機関における経営者として培った豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役結城康郎氏ならびに常勤監査役三津間 健氏及び黒崎民雄氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届けております。

2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 役 職 名
荒 井 隆 司	平成27年6月25日	任期満了	取締役

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員 (名)	報 酬 等 の 額 (百 万 円)
取 締 役	6	189
監 査 役	5	79
計 外 役 員 (うち社外役員)	11 (3)	269 (46)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第121回定時株主総会において月額400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第118回定時株主総会において月額800万円以内と決議いただいております。

5) 社外役員に関する事項

(1) 取締役結城康郎

取締役結城康郎氏は、弁護士、日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役、コンフェックス株式会社社外監査役及び公益財団法人日本骨髓バンク監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。主に弁護士として培った法律に関する豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に寄与しております。

(2) 監査役三津間 健

監査役三津間 健氏は、株式会社小森コーポレーション社外監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会26回すべてに出席いたしました。主に金融機関における経営者として培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等による監査機能の強化に寄与しております。

(3) 監査役黒崎民雄

監査役黒崎民雄氏は、みずほ信託銀行株式会社社外監査役であります。当社は同社から借り入れを行っており、同社は当社株式の2.03%を保有しております。

当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会26回すべてに出席いたしました。主に金融機関における経営者として培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等による監査機能の充実に寄与しております。

5. 会計監査人の状況

1) 名称 新日本有限責任監査法人

2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び取締役その他社内関係部署からの説明等に基づき、当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査時間及び監査報酬の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3) 非監査業務の内容

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う確認業務

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、会計監査人の職務の執行に重大な支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、すみやかに解任する必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査実施の有効性及び効率性等を総合的に勘案し、他の会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・運営が著しく不当と認められたため。

6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1) 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム構築の基本方針)

当社グループは、「トピー工業グループの存続と発展を通じて、広く社会の公器としての責務を果たし、内外の信頼を得る。」を「グループ基本理念」とし、これに基づく具体的な行動基準として、「グループ行動規範」を定め、企業行動の指針とする。

また、業務の有効性及び効率性の向上や財務報告の信頼性確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、その他当社グループの業務の適正を確保するため、以下の体制を構築・運用するとともに、その継続的改善に努める。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令・企業倫理遵守の基本精神に則り、「グループ基本理念」及び「グループ行動規範」を取締役及び使用人等全員へ周知する。
- ②法令・企業倫理遵守を強化するために「リスクマネジメント委員会」を設置し、法令等遵守の施策を推進する。
- ③各部門の業務に関する法令一覧及び「グループ・コンプライアンスガイドブック」の活用、研修・説明会の実施等を通じて、事業活動に係わるコンプライアンスに関する取締役及び使用人等の責任を明確化し、社内規程を整備するとともに周知することで法令等遵守を推進する。
- ④内部通報に関する社内規程に従い、「グループ企業倫理相談室」及び「グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置し、法令・企業倫理遵守に関する取締役、使用人及び取引先等からの相談・通報への対応を行う。なお、これらの相談・通報については、秘密を厳守し、相談者・通報者に対し、当該相談・通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。
- ⑤社長直轄の内部監査部を置き、各部門等の内部統制システムの構築及び運用状況を監査する。

- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、警察及び外部の専門機関と常に連携を取りながら断固として排除する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 法令ならびに情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理を適切に行う。
 - ② 取締役及び監査役が当該情報を常時閲覧できる状態に維持する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクマネジメントに関する社内規程に従い、コンプライアンス、安全衛生・防災・環境、品質欠陥、天災地変、その他重大な損失を被るリスクに対し、各部門が主体的・継続的に取り組むことを基本とする。「リスクマネジメント委員会」は、その進捗状況を定期的に把握・評価するとともに各部門へ助言等を行い未然防止に努める。
 - ② 大規模災害等の緊急事態の発生に備え、事業継続計画を策定し、事業を維持・早期復旧させるための体制を整備する。
 - ③ 経営上の影響が大きい緊急事態が発生した場合、社長を本部長とする「特別対策本部」等を設置し、必要な対応を行う。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会（原則月1回開催、必要のある場合随時開催）において、法令または定款で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめ、「取締役会規程」に定める会社の重要事項を決議する。
 - ② 取締役会の審議が効率的に行われることを確保するため、取締役等で構成する経営会議（原則週1回開催）において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、業務執行の方針・計画及び実施についても審議し、適正な経営判断を行う。
 - ③ 執行役員制度により経営の機能を「経営意思決定機能」と「業務執行機能」に区分し、経営の活性化と効率化を図る。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社の管理に関する社内規程に従い、当社グループが一体となった経営を行うために以下の体制を整備し、その適切な運用を図るとともに、グループ各社に相応しい内部統制システムの構築を指導する。

 - i グループ各社より当該グループ会社の事業方針・計画、決算等経営状況について適宜報告を受ける。
 - ii リスクマネジメントに関する社内規程に従い、グループ会社のリスクマネジメントを推進する。
 - iii グループ各社に対する経営管理担当部署、経営管理業務及び事前協議事項を定め、業績評価を事業年度ごとに実施するとともに、自律的な経営を促す。
 - iv 法令・企業倫理遵守に係る当社体制をグループ各社に準用し、その施策を推進するとともに、実施状況について把握・評価する。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、必要に応じ、補助使用人を置く。
 - ② 当該補助使用人の人事等については、取締役と監査役が事前協議の上決定する。

- ③当該補助使用人は監査役の指示の下で職務を補助する。
- (7) 当社の監査役への報告に関する体制
- ①当社の取締役及び使用人等は、監査役に対し、法定の事項に加え、内部監査部の活動内容、常設委員会の活動内容、その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について報告する。
- ②グループ会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の監査役に対し、法定の事項に加え、職務の執行状況その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、直接または当社関係部門を通じて報告する。
- ③内部通報に関する社内規程に準じ、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。
- (8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役が取締役及び使用人等の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会、その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じ、取締役または使用人等にその説明を求めることができる。
- ②代表取締役は監査役との定期的な意見交換会を開催する。
- ③監査役が外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。
- ④監査役の職務執行に必要な費用は予算計上し、社内規程に従い、前払いまたは事後償還請求に応じる。
- (注) 平成27年4月24日開催の取締役会の決議により、内容を一部改定しており、上記は当該改定がなされた後のものです。主な改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 内部統制システム全般
当社の内部監査部が、年間の監査方針及び監査計画に基づいて、会社法及び金融商品取引法の内部統制に関する当社グループのモニタリングを行っております。
- (2) コンプライアンス体制
「グループ基本理念」及び「グループ行動規範」を定め、ウェブサイト、社内報、グループ・コンプライアンスガイドブック等を用いて、当社グループの役員及び従業員へ周知しております。また、当社のリスクマネジメント委員会の主導の下、当社の各部門及びグループ各社は、コンプライアンスの徹底についての年間活動計画を策定し、改善活動を推進するとともに、情報共有を行っております。加えて、当社の主管部門等が、当社グループの各階層に対する各種のコンプライアンス教育を実施しております。
- 内部通報制度については、「グループ企業倫理相談室およびグループ・コンプライアンス・ホットライン規程」に秘密の厳守及び相談・通報者が不利益を受けない旨を規定するとともに、外部の弁護士事務所にも受付窓口を設けております。

(3) リスク管理体制

当社のリスクマネジメント委員会が主導して、当社の各部門及びグループ各社が、リスクマネジメントに関わる年間活動計画を策定し、改善活動を推進しております。また、当社グループにおいて、リスクマネジメントに関わる事案が発生あるいは発生のおそれがある場合は、リスクマネジメント委員会等に報告され、同委員会が、適宜指導を行っております。

当社においては、事業継続計画を策定するとともに、建物及び生産設備の耐震化、災害発生を想定した定期的な訓練等を行っております。

(4) 取締役の職務執行

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」で定める会社の重要事項を決議しております。また、業務執行取締役等で構成する経営会議において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、経営会議に出席していない社外取締役へは事前説明を行っております。加えて、「取締役会付議書の作成に関する細則」を定めて運用する等、取締役会の審議の効率化と意思決定の合理性の確保につとめております。

(5) グループ会社の経営管理

「グループ会社管理規程」に基づいて、当社の主管部門がグループ各社から事業方針、計画、決算等について適宜報告を受け、重要事項については経営会議または取締役会において決裁しております。また、グループ各社の自律的な経営を促すとともに、グループ各社の業績やリスクマネジメントの状況等を評価項目とした経営健全度評価を年度ごとに実施し、この結果に基づいて、当社の主管部門がグループ各社への指導・支援を行っております。

(6) 監査役の監査

監査役は、取締役会、その他重要な会議及び常勤社外監査役による経営会議への出席等を通じて、内部監査部やリスクマネジメント委員会等の活動内容、その他当社グループに重要な影響を及ぼす事項等について報告を受けております。また、代表取締役と監査役との定期的な意見交換会を開催しております。

当社グループにおいて、リスクマネジメントに関わる事案が発生あるいは発生するおそれがある場合は、「グループ・リスクマネジメント規程」に基づいて監査役へも報告しております。また、「グループ企業倫理相談室およびグループ・コンプライアンス・ホットライン規程」を改正し、重要な相談・通報について監査役へ報告する体制を整備しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

1) 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、平成24年度よりグローバルでの“成長”と高収益体質への“変革”を基本方針とする中期連結経営計画“Growth & Change 2015”（G&C 2015）の策定・実行等とともに、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が経営の最重要課題のひとつであると認識し、当社に相応しいガバナンス体制の採用や経営の適正性の確保のための内部統制システムの整備等を実施しております。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、いわゆる買収防衛策（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の概要は、当社の株券等を20%以上取得しようとする大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、取締役会によるその内容の評価・検討等に必要な時間の確保等、本対応方針に定める大規模買付ルールに従うことを求め、大規模買付者が大規模買付ルールに従わない場合や、大規模買付ルールに従っても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に対抗措置を発動できるとするものです。

上記2)及び本3)の内容の詳細につきましては、下記の当社ホームページをご参照ください。

<http://www.topy.co.jp/res/default/1369116012.pdf>

http://www.topy.co.jp/cgi-bin/cl/public/index.cgi/tpk/file/view/1934?entry_id=812

(注) 当社は、平成28年5月23日開催の当社取締役会において、同年6月23日に開催予定の当社第122回定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、上記定時株主総会の終結時に有効期間が満了する上記の本対応方針の一部を変更した上で、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「新対応方針」といいます。）を導入することを決議しております。新対応方針の詳細につきましては、上記定時株主総会の招集通知に添付された株主総会参考書類の「第5号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件」をご参照ください。

4) 上記2)の取り組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、上記2)の取り組みを実施しております。上記2)の取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記2)の取り組みは、上記1)の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5) 上記3)の取り組みについての取締役会の判断

上記3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の時間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとして

いたが、いまして、上記3)の取り組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記3)の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な時間の確保を求めめるために実施されるものです。さらに、上記3)の取り組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認総会による発動及びサンセット条項(注))、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3)の取り組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

いたが、いまして、上記3)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、連結業績に応じた株主への利益還元と今後の事業展開及び企業体質強化に向けた内部留保の充実です。内部留保につきましては、長期的かつ安定的な事業展開を図るための新規事業投資及び新技術・新製品の開発に充当し、企業体質・国際競争力の強化に努めます。連結業績に応じた利益還元の指標は、連結配当性向25%程度を目標といたしますが、安定的な配当継続にも十分な考慮を払ったうえで決定いたします。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当継続等を総合的に勘案し、平成28年5月23日の取締役会決議により1株当たり5円とさせていただきます。すでに平成27年12月8日に実施済みの中間配当金1株当たり1円と合わせまして、年間配当金は1株当たり6円となります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	97,186	流動負債	66,632
現金及び預金	24,997	支払手形及び買掛金	19,445
受取手形及び売掛金	39,586	電子記録債権	10,606
商品及び製品	12,806	短期借入金	22,603
仕掛品	4,305	一年以内償還予定社債	300
原材料及び貯蔵品	9,506	リース債権	438
繰延税金資産	1,546	未払法人税等	1,657
その他	4,480	その他の	11,579
貸倒引当金	△43	固定負債	64,977
固定資産	134,397	社債	23,800
有形固定資産	102,924	長期借入金	23,367
建物及び構築物	30,349	リース債権	2,336
機械装置及び運搬具	48,142	繰延税金負債	78
土地	18,260	執行役員退職慰労引当金	159
リース資産	2,661	定期修繕引当金	171
建設仮勘定	1,558	退職給付に係る負債	11,011
その他	1,951	資産除去債務	235
無形固定資産	1,372	持分法適用に伴う負債	809
投資その他の資産	30,101	その他の	3,007
投資有価証券	24,992	負債合計	131,609
長期貸付金	620	純資産の部	
繰延税金資産	2,689	株主資本	93,028
その他	1,854	資本金	20,983
貸倒引当金	△55	資本剰余金	18,824
資産合計	231,583	利益剰余金	54,152
		自己株式	△931
		その他の包括利益累計額	5,865
		その他有価証券評価差額金	4,995
		繰延ヘッジ損益	△13
		為替換算調整勘定	1,927
		退職給付に係る調整累計額	△1,044
		非支配株主持分	1,080
		純資産合計	99,973
		負債・純資産合計	231,583

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		215,872
売上原価		178,201
売上総利益		37,670
販売費及び一般管理費		27,669
営業利益		10,000
営業外収益		
受取利息	89	
受取配当金	706	
持分法による投資利益	232	
その他	548	1,577
営業外費用		
支払利息	1,137	
その他	1,635	2,772
特別利益		8,806
固定資産売却益	19	
投資有価証券売却益	1,089	
補助金収入	448	1,558
特別損失		
固定資産売却損	69	
固定資産除却損	308	
固定資産圧縮損	440	
事業再編損	4,864	
その他	0	5,683
税金等調整前当期純利益		4,681
法人税、住民税及び事業税	2,798	
法人税等調整額	536	3,335
当期純利益		1,345
非支配株主に帰属する当期純損失		△354
親会社株主に帰属する当期純利益		1,700

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	20,983	18,824	53,399	△925	92,281
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△947		△947
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,700		1,700
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	752	△6	746
当 期 末 残 高	20,983	18,824	54,152	△931	93,028

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株 主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る累 計額	その他 の利益 累計額 合計		
当 期 首 残 高	10,399	△8	3,796	△281	13,906	1,753	107,941
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△947
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,700
自己株式の取得							△6
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△5,403	△5	△1,869	△763	△8,041	△672	△8,714
当 期 変 動 額 合 計	△5,403	△5	△1,869	△763	△8,041	△672	△7,967
当 期 末 残 高	4,995	△13	1,927	△1,044	5,865	1,080	99,973

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	58,574	流動負債	46,800
現金及び預金	8,117	支払掛手形	362
取手金形	1,178	支買電掛	13,207
商品及び製品	26,474	短期借入金	9,879
仕掛品	5,743	一年以上返済予定借入金	5,700
原材料及び貯蔵品	1,688	リース債	3,789
前払費用	6,195	未払金	322
繰延税金資産	250	未払法人税等	2,494
短期貸付	750	未前払	1,969
未収金	3,336	未前払	923
その他現金	4,464	未前払	337
当座預金	399	未前払	5,784
固定資産	△25	未前払	2,029
有形固定資産	112,703	固定負債	52,496
建物	67,752	社長期借入金	23,000
構築物	18,121	退職給付引当金	17,372
機械及び装置	2,952	執行役員退職慰労引当金	1,103
車両運搬具	33,027	関係会社投資除く	7,134
工具・器具及び備品	250	長期預り	159
土地	581	その他	758
建物	11,319	負債合計	99,296
その他	1,419	株主資本	67,375
無形固定資産	78	資本剰余金	20,983
投資その他の資産	0	資本準備金	18,824
投資有価証券	283	資本剰余金	18,528
関係会社出資	44,667	の他の利益剰余金	295
長期貸付	17,574	の他の利益剰余金	28,493
繰延税金資産	19,931	固定資産圧縮積立金	28,493
当座預金	4,540	繰上利益剰余金	253
繰延税金資産	252	繰上利益剰余金	28,239
その他現金	1,172	自己株式	△925
当座預金	1,212	評価・換算差額等	4,606
当座預金	△16	その他有価証券評価差額金	4,606
資産合計	171,278	純資産合計	71,981
		負債・純資産合計	171,278

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		127,583
売上原価		108,669
売上総利益		18,914
販売費及び一般管理費		14,015
営業利益		4,898
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,862	
その他の	251	2,113
営業外費用		
支払利息	352	
社債利息	232	
その他の	476	1,061
経常利益		5,950
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,331	
投資有価証券売却益	1,070	
補助金収入	448	2,849
特別損失		
固定資産売却損	65	
固定資産除却損	145	
固定資産圧縮損	440	
関係会社株式評価損	1,331	
事業再編損	3,425	5,408
税引前当期純利益		3,392
法人税、住民税及び事業税	1,695	
法人税等調整額	7	1,702
当期純利益		1,690

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金計 合		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計 合	その他利益剰余金 固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金計 合			
当 期 首 残 高	20,983	18,528	295	18,824	255	27,495	27,751	△919	66,638	
当 期 変 動 額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△7	7				
税率変更による 積立金の調整額					5	△5				
剰余金の配当						△947	△947		△947	
当期純利益						1,690	1,690		1,690	
自己株式の取得								△6	△6	
自己株式の処分			0	0				0	0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	0	0	△1	744	742	△6	736	
当 期 末 残 高	20,983	18,528	295	18,824	253	28,239	28,493	△925	67,375	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	9,923	9,923	76,562
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			
税率変更による 積立金の調整額			
剰余金の配当			△947
当期純利益			1,690
自己株式の取得			△6
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,317	△5,317	△5,317
当期変動額合計	△5,317	△5,317	△4,580
当 期 末 残 高	4,606	4,606	71,981

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 太田 莊 一 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 耕田 一 英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トピー工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 太田 莊 一 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 耕田 一 英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トピー工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

トピー工業株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	三津間	健	Ⓜ
常勤監査役(社外監査役)	黒崎	民雄	Ⓜ
常勤監査役	山本	勝	Ⓜ
常勤監査役	小川	幸弘	Ⓜ

以上

株主総会会場ご案内図

東京都品川区大崎一丁目2番2号

アートヴィレッジ大崎セントラルタワー 7階

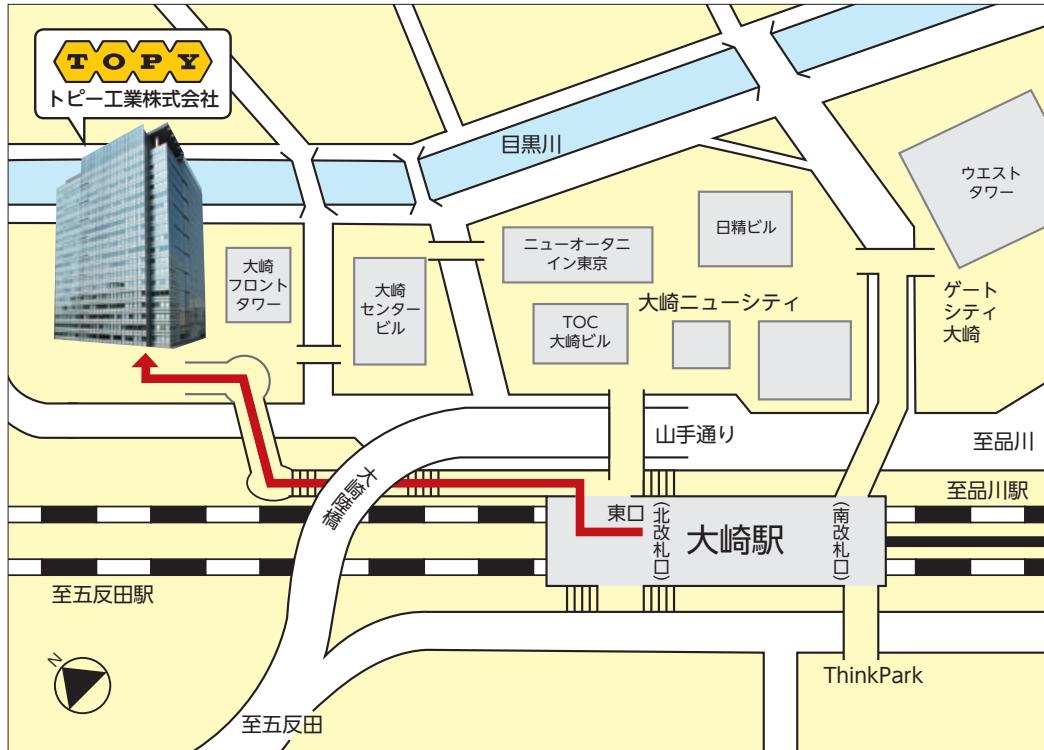
当社会議室

TEL : 03-3493-0777

最寄駅 : 大崎駅 (JR線・りんかい線)

アクセス : 大崎駅北改札口を出て東口より徒歩3分

エントランスよりエレベーターにて7階までお越しください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



One-piece Cycle

流れるように美しい、技術と品質。



<http://www.topy.co.jp/>

